

(別表) 日常生活用具給付事業対象種目一覧

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害２級以上の者（１８歳以上の者） ②難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調節できる機能を有するもの	８年	154,000円
	特殊マット	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者（原則として３歳以上の者） ②下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（原則として３歳以上の者） ③下肢又は体幹機能障害１級の１８歳以上の者（常時介護を有する者に限る） ④難病患者等で、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	19,600円
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を有する者に限る）（原則として学齢児以上の者） ②難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を有する者に限る）（原則として３歳以上の者）	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	82,400円
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を有する者に限る）（原則として学齢児以上の者） ②難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介助者が障害児・者、難病患者等の体位を変換させるのに、容易に使用し得るもの	５年	15,000円
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害２級以上の者（原則として３歳以上の者） ②難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	介助者が障害児・者、難病患者等を移動させるのに、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	４年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（原則として３歳以上の者）	原則として付属のテーブルを付けたもの	５年	33,100円
	訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（原則として学齢児以上の者） ②難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	８年	159,200円
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者、難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者（原則として３歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	90,000円
	便器	①下肢又は体幹機能障害２級以上の者（原則として学齢児以上の者） ②難病患者等で、常時介護を有する者	障害児・者、難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	便器のみ：4,450円 手すり付便器：9,850円

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
自立生活 支援用具	頭部保護帽	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者） ②平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、頻繁に転倒する者（原則として3歳以上の者） ③精神障害者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ア) スポンジ、革を主材料に製作したもの イ) スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの	3年	ア) 15,656円 イ) 37,852円
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害を有する者	十分な強度を有するもの ア) 木材 イ) 軽金属	3年	ア) 2,310円 イ) 3,150円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（難病患者等を含む。原則として3歳以上の者）	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ) 転倒予防、立ち上がり・移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	特殊便器	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者）（原則として学齢児以上の者） ②上肢機能障害2級以上の者（原則として学齢児以上の者） ③難病患者等で、上肢機能に障害のある者	障害児・者を介護している者、難病患者等で上肢機能に障害のある者が容易に使用し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものは除く。	8年	151,200円
	火災警報機	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
	自動消火器	②身体障害者等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	①療育手帳の障害程度が重度又は最重度である者（18歳以上の者） ②視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者）	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小 型送信機	視覚障害2級以上の者（原則として学齢児以上の者）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者（原則として３歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（難病患者等を含む）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	36,000円
	電気式たん吸引器			５年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者（１８歳以上の者）	障害者が容易に使用し得るもの	１０年	17,000円
	発動発電機、人工呼吸器用外部バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している者（児）	介護者が容易に使用し得るもの	—	100,000円
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者）（原則として学齢児以上の者）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	５年	9,000円
	視覚障害者用体重計			５年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等であって人工呼吸器の装着が必要な者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	５年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害を有する者	障害者がパソコンを操作するうえで、その障害を有することに起因して必要となる入力サポート機器及び専用アプリケーションソフト等	５年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上の者）であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことのできるもの	６年	383,500円
	点字器	視覚障害を有する者	標準型 ア) 32マス18行、両面書真鍮板製 イ) 32マス18行、両面書プラスチック製	７年	ア) 10,712円 イ) 6,798円
			携帯型 ア) 32マス４行、片面書アルミニウム製 イ) 32マス12行、片面書プラスチック製	５年	ア) 7,416円 イ) 1,699円
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	５年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者（原則として学齢児以上の者）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	６年	録音再生機：85,000円 再生専用機：35,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の者（原則として学齢児以上の者）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	６年	99,800円

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者）	画像入力装置により、読みたいもの（印刷物等）を簡単に拡大表示できるもの	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者（18歳以上の者）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	音声時計：13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
	人工喉頭	喉頭を摘出した者	笛式：呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,150円 (気管カニューレ付3,100円増し)
			電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203円
	点字図書	主に情報の入手を点字によって得ている視覚障害児・者	点字により作成された図書。給付は、1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く	—	—
排泄管理支援用具	収尿器	ぼうこう機能障害を有する者	男性用：採尿器と畜尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付いたもの（ラテックス製又はゴム製）	1年	普通型：7,700円 簡易型：5,700円
			女性用：耐久性ゴム製の採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿管付（採尿袋20枚1組）のもの	1年	普通型：8,500円 簡易型：5,900円
	ストマ用装具	排便機能、又は排尿機能に著しい障害を有する者であって、ストマを造設した者	畜便袋：低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	—	8,858円
			畜尿袋：低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いたもの	—	11,639円

種目	品目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
排泄管理 支援用具	紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する者 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者 ②先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ④脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品	—	12,000円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の者（特殊便器への取替をする場合は上肢障害2級以上の者）、難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者（原則として学齢児以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

※対象要件について記載されたもののほかに、実施調査により必要と認められる場合はこの限りではない。